

別紙 14 その他現地法律事務所等のヒアリング調査の結果

1. 法律事務所

(1) 事務所の概要

私（ヒアリング対象者（事務所の代表弁護士））は、訴訟弁護士として 30 年以上のキャリアを有する。現在は、公証人も務めている他、ヤンゴン弁護士会の副会長でもある。また、ミャンマー弁護士会にも所属している。

(2) 案件の概要

基本的に訴訟事件を全般的に取り扱っており、刑事事件も取り扱っている。法廷への出頭は毎日複数件入っている。アソシエイト弁護士は複数名雇っている。

日本企業をクライアントとする事件を特に手がけたことがあるわけではないが、日系法律事務所等と連携して手掛けることに抵抗はない。

(3) その他

ヤンゴン弁護士には、5,000 から 6,000 人程度は登録しているが、ミャンマー弁護士会（ミャンマー全土の弁護士会）の会員は、現在は数百人程度である。

最近の若い弁護士は、弁護士としての質が落ちているように感じることもある。英語ではなくミャンマー語で書かれた法律であっても、それを正しく理解することができないことが多いと感じる。

2. 法律事務所

(1) 事務所の概要

商標等を中心とした知的財産に関する案件を専門的に取り扱う法律事務所である。

(2) 案件の概要

知的財産に関する案件を広く取り扱っている。紛争関連案件も取り扱っている。基本的には商標関連案件が多くの割合を占めている。

(3) その他

ミャンマーでは知的財産に関する4つの法律が起草・改正作業中である。

現在、ミャンマーの商標は、先使用主義によって保護されているが、商標法においては、原則として先登録主義によって保護されることになる。ただし、著名商標については、登録がなくとも保護されるものとされている。

現在、登録法の下で登録された商標（商標保有宣言書）についても、改めて商標法の下で登録される必要があるとされている。その他、具体的な経過規定等は設けられていないが、商標法が施行される前に一定の移行期間等を設け、先行して登録受付等を受けるようなことも考えられる。

救済措置についても、商標法に特別な規定が設けられている。

商標権侵害事件が、実際に訴訟に発展することはあまり多くない印象であり、多くの事件では、侵害警告を行うことで侵害者は侵害行為を取りやめている。

以 上